

環境技術実証モデル事業「湖沼等水質浄化技術実証試験要領（第2次案）」に対する意見の募集の結果について

御意見の提出件数

意見提出件数 8 件（うち郵送によるもの 3 件、電子メールによるもの 4 件、ファクシミリによるもの 1 件）

御意見の概要及びこれに対する考え方

いただいた御意見の概要及びこれに対する見解は以下のとおりです。

1. 実証事業全般に係る意見

	意見概要	見解
1	実証機関との距離が離れていると、環境技術開発者側の負担が増える。支援制度が必要である。	本事業全体を通じ、実証対象機器の運搬や設置については環境技術開発者が負担することとなっている。
2	実証に参加するインセンティブが見られない。実証結果をビジネスチャンスに結びつける仕組みが見られない。	実証試験結果は概要を取りまとめ、報告書として広く頒布することとなっている。ビジネスチャンスとしていくための取り組みとしては、平成 16 年度環境技術実証モデル事業検討会で、E T V マークの使用等が検討されている。
3	実証機関となる地方自治体の担当部局を公表してほしい。	実証機関は選定次第、公表の予定である。
4	地方公共団体に、I S O 9 0 0 1 等の品質管理システムを要求することは現実的か。	I S O の外部認証の取得を要請するものではなく、本事業のため一時的に、品質管理システムの構築を要請している。

2. 湖沼等水質浄化技術分野全般に係る意見

5	化学薬剤、生物/微生物製剤は、効果や再現性に疑問がある。第2次案以上の生態影響評価試験を実施すべきである。	OECD テストガイドライン No. 201, 202, 203 以外については、実証機関が、必要性を適宜判断することとした。
6	対象水域の定義を広くとるべきである。	対象技術や水域に対する制限を緩めることとした。
7	実証機関から、適宜作業を外部に委託できるようにすべきである。	従来案も、外部委託を妨げるものではなかったが、最終的にはその旨をより明確に、随所に記載した。
8	実証試験期間をより柔軟に設定できるようにすべきである。	実地試験期間については、最低期間を設定しないこととした。
9	実証試験の開始時期についても、実証試験計画の策定時に定める必要がある。	開始時期も定めることとした。
10	水質実証項目は、柔軟に幅広く対応できるようにすべきである。	従来案も、実証機関等で過不足を検討できるものとしていたが、最終的にはその旨をより明確に、随所に記載した。
11	イオンクロマト法も利用可能とすべきである。	実証機関の判断によって、J I S 以外の測定法も採用できることとした。